

障害年金制度



114

「障害年金について年金相談の予約取れますか？」

最近特に問い合わせが多くなっているのが障害年金にかかる相談です。

障害年金とは、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金制度です。

障害年金には、「障害厚生（共済）年金」と「障害基礎年金」があり、病気やけがで初めて医師や歯科医師の診療を受けた時に厚生（共済）年金保険に加入していた場合は「障害厚生（共済）年金」、国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」

が請求できます。

ただし、20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の年金制度未加入の場合は「障害基礎年金」が請求できます。

なお、障害年金を受け取るには、年金保険料納付状況などの一定の条件があり、受給要件を満たす必要があります。

①障害の原因となった病気やけがで初めて医師等の診療を受けた日（初診日）が明確であること。多くのケースにおいて初診日が明確でないことから年金請求が認められない不該当との判定がくだされていきます。その初診日に加入していた年金制

度で請求する先が決まります。

②初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること。初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金または共済

③初診日から1年6カ月経過した時点において、障害の状態が、1級または2級に該当していること。

障害厚生年金制度には、3級該当もあります。障害年金に該当する状態とは、1級相当では他人の



介助を受けなければ日常生活のことがほとんど出来ないほどの状態である場合です。2級相当とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はなく、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの

状態である場合です。3級相当とは、厚生年金等の加入期間中に初診日がある場合のみですが、労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態である場合です。一部除外はあり

ますが、病気の種類を問わず障害の状態が障害年金に該当する程度であれば受給が可能です。

なお、障害状態の確認には障害年金請求専用の診断書により判定されます。年金相談の際に、「身体（精神）障害者手帳の2級を交付されていますので2級でもらえますよね」との確認をされる方が多数お見えになります。障害年金と障害者手帳の認定は制度として別であるため、目安とはなりますが必ずではありません。

最後に、年金制度の中でも特に障害年金の制度は複雑です。まずは、担当医とよく話し合い、お近くの年金事務所または専門の社会保険労務士に相談してください。

（こうさか労務管理事務所所長、ホワイト企業推進社会保険労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄